

新型コロナウイルス（COVID-19） 国・県の支援情報

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業を対象とした各省庁・埼玉県などの支援情報をまとめました。支援策は順次更新されますので、最新情報は本会HP・各機関にてご確認ください。

貸付・融資

埼玉県独自の中小企業資金繰り支援

□経営安定資金・経営あんしん資金

	経営安定資金		経営あんしん資金
	大臣指定（災害復旧関連）	大臣指定（特定業種関連）	
融資限度額	運転8,000万円、設備8,000万円	運転8,000万円	運転8,000万円
融資利率	1年超3年以内：年0.7%以内 3年超5年以内：年0.8%以内 5年超10年以内：年0.9%以内	1年超3年以内：年0.8%以内 3年超5年以内：年0.9%以内 5年超10年以内：年1.0%以内	1年超3年以内：年1.1%以内 3年超5年以内：年1.2%以内 5年超10年以内：年1.3%以内
融資期間等	10年以内（据置3年以内） （危機関連保証は据置2年以内）	10年以内（据置1年以内）	10年以内（据置1年以内） ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、据置3年以内
申込先	取扱金融機関		地元の商工会議所・商工会

※災害復旧関連…セーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定を受けた中小企業者が利用できます。

※特定業種関連…セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者が利用できます。

□借換資金 既存の県制度融資を借り換えることで、返済期間を延長し毎月の返済負担を軽減できます。

区分	内容
借換対象資金	融資実行日から1年以上経過している県制度融資（一部を除く）
融資限度額	1億円
融資利率	金融機関所定利率
融資期間等	10年以内（据置1年以内）
申込先	地元の商工会議所・商工会

〈問い合わせ〉

経営安定資金は・・・取引のある金融機関

経営あんしん資金、借換資金は・・・地元の商工会議所・商工会、取引のある金融機関

県制度融資制度全般に関する相談は・・・埼玉県産業労働部 金融課

☎048-830-3801



〈埼玉県HP〉

日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況が悪化し、最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者が利用できる融資制度です。

この特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化になります。

信用力や担保に依らず一律金利で、融資後3年間まで0.9%金利引き下げ。据置期間は最長5年。

各公庫の既往債務の借換も可能です。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可

【担保】無担保 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円 【利下げ限度額】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%

4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は令和3年3月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

〈問い合わせ〉事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505



〈日本政策金融公庫HP〉

貸付・融資

商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

据置期間は最長5年。この危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化になります。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【既往債務の借換】商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可

【担保】無担保 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額】6億円

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%

4年目以降基準金利 1.11%→0.21%（利下げ限度額：3億円）

※金利は令和3年3月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律



〈問い合わせ〉商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711

〈商工中金HP〉

セーフティネット保証4号・5号 民間金融機関による信用保証付融資

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証対象とする資金繰り支援制度です。

○セーフティネット保証4号（全都道府県を対象）一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号（全業種を指定）一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲55%以上減少等の場合

ご利用手続の流れ

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

②対象となる中小企業者の方は本店等所在地の市区町村に認定申請を行い、

認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。



〈問い合わせ〉取引のある金融機関、埼玉県信用保証協会 ☎048-647-4711

〈埼玉県信用保証協会HP〉

助成・補助など

事業再構築補助金

（経済産業省）

4月申請開始

ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援。新分野展開や業態転換、規模の拡大等を目指す企業の新たな挑戦を支援します！

【通常枠】補助額100万円～6,000万円

【補助率】2/3など

〈問い合わせ〉コールセンター

☎0570-012-088



県内の補助金・助成金・融資情報

J-Net21

（中小企業基盤整備機構運営サイト）

埼玉県、市町村の補助金・助成金・融資の情報がまとめられています。



中小企業向け補助金・支援情報

ミラサポplus

（経済産業省・中小企業庁）



安心・安全・満足の不動産取引を支えるハトマーク宅建協会

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15

TEL 048-811-1820 FAX 048-811-1821

<https://www.takuken.or.jp/index.html>

